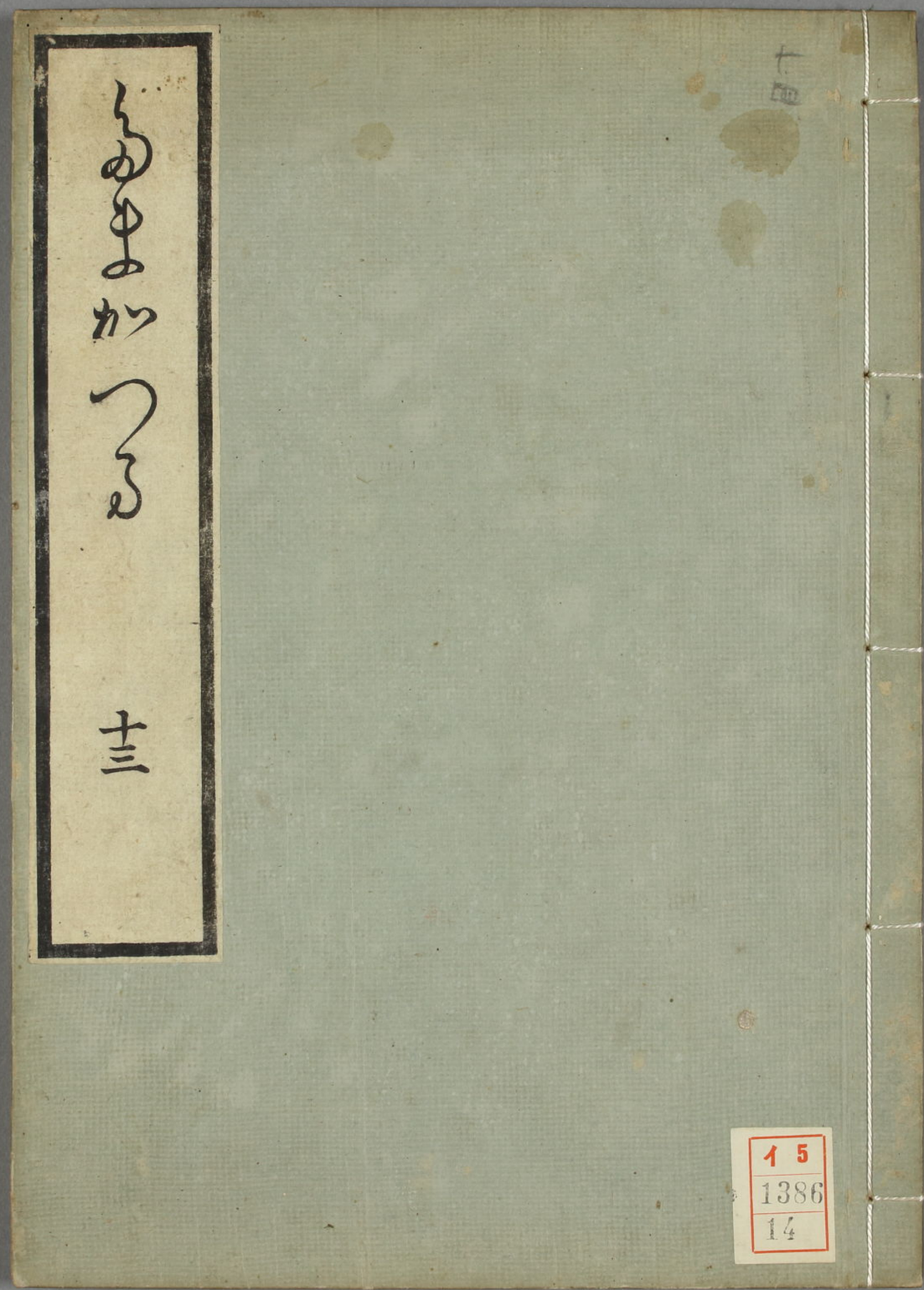

15
1386
14

門 1 5
號 1386
卷 14

玉勝間十三の巻

おもひ草　十三

末のつくしぶみなるかの思ひ草

　まへの巻が末八一丸書にしるす

かくよめるこゝろは、道の辺の尾花が下なる思ひ草とよめるは

いかにとたづぬるに、萬葉集十の巻に、道の辺の尾花がもとの思ひ草今さ

らに何物か思はむといへるうたぐ一つあるのみぞ、これはおもてハいかなる物

を、代一本によりてはむ、後ハむろしよむてあまるよしはよろしからずぞ

さまざまもしは思ひ草といふ草は、なる草なりけりとかしこきを、一まゝせ尾

張の名児屋なる田中道麿が許より、文のついでに今は思ひ草と

昭和十九年五月二日故小田寿吉氏長男友太郎氏寄贈

いひて。まくさの中に生る。小き草なるを。高さ三四寸なるハ五六寸ばかり
出て。秋の末つ方さくハ。其色紫なるまるで。うち見るハ。菫（スミレ）なるが如
似て。ちゞみたるなり。色ハ白きもあり。花さくころハ。葉もなし。此草薄（スヽキ）なる
中ならでハ。ほかにハ生ぜず。花のしぼみたるあとの中に。黒大豆ばかりなるちさき
なる実なりあるを。とりてまけば。よく生るなり。されどまた。薄の下ならでハま
ことに植ても生る事なし。古の思ひ草も。これにやあらむ。またまた
まれの中にのミ生ずるハ。近き世事好なるもの。おしてまたと名づける
にもあらむかといひて。其草の図（カタ）をも出して。見せ参らするなりとぞ。

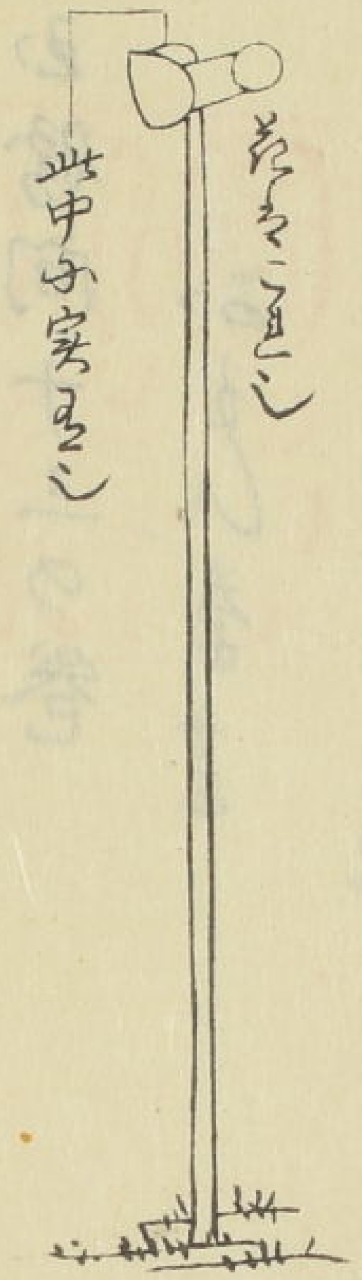

かくぞ有ける。此後。又かゝるに。
花の咲るころ一本ほか薄の

きわるひごめに竹の筒の中にうゑて。しかにおきも。見るにおこせける故。うつ
しうゑて見るに志げり。ハ生（オヒ）つきたりけるにて。まうしゝに。野ばかりに枯になる。又
の年の春。もえや出ると。待ちけるにつひにかゝりて。薄なかなかに芽も出ざりければ
さかしけるハ後より。出づる見えば。此草の生の地の。土なる中にのみきの中にも。ける
草なるまるこれ。古への思草なりけむ。といへど。未だいとおぼつかなきなり。

萬葉集に不字を略して書例

万葉集七なる是に。青角髪（アヲミヅラ）依網原（ヨサミノハラ）人相鴨（ヒトモアハヌカモ）石走（イハバシノ）淡海縣（アフミアガタノ）物語（モノガタリ）
為（セム）此二三の句。よさみの原に人もあはぬかもと訓べし。あはぬを。はになりかもとハ。あへりしとよむに
依の所に。九の是に雲隠（クモガクリ）鴈鳴（カリナク）時（トキハ）秋山（アキヤマノ）黄葉（モミヂ）片待（カタマツ）時者（トキハ）雖過（スギヌレド）此結句。
時ハまたく時ハなるで。ハ雲なくならし。十なる是に霞（カスミ）發（タツ）春（ハルノ）永日（ナガヒヲ）戀（コヒ）暮（クラシ）夜深去（ヨモフケユクヲ）。

妹相鴨。此句もいそなりとよみでハ聞えず。同巻に。五月山。宇能花月
夜。霍公鳥。雖聞不飽。又鳴鴨。これもかなりと見て。又なきかしと聞ゆ。
十一の巻に。我勢古波。幸座。遍来我告来。人来鴨。これもこなかもに
てなかしと続きて同巻なり。日並。人可知。今日。如千歳有與鴨。同
巻に。如是為乍。吾待印。有鴨。世人皆乃。常不在國。三の句ども
なりと見ておほかし聞えて。又同巻なり。敷細。枕動而。宿不所寝。物念
此夕。急明鴨。これも同じ。件のあげたるみな不字の省きしあるなり。
此例あまたあるをもて、これに准へてしるべし。いづれも本の訓をひがめて
あやまるを。ぬとよみでかなはぬ事をも考へずして。不字を脱せりとまでいひつぎ
し人も有れども。そを略る例あることをしらざる人とこそいはんずらめ。一ッ二ッのこと

ありぞかし。いやしき説ある故にて。しかるにハあらざる事をさとるべし。又
七の巻に。池辺。小槻下。細竹苅嫌。云々とある。此崗。草苅小子。然
苅云々。これらも莫字を略きたるにて。此二ッなくてハ。えいはる
ことハ字の脱たるにはあらむか。定めがたし。さもあれ不字ハいたく略き
のこと又あれバ。ここにそへしも。これハ略くべきにもあらざれど。文字の
うへてそへたることあれバ。そこにいふとも。それハ。成散など読付るぬもじ同じ意なる
を。詩にならぬ様のはやるわけに聞ゆるあれバ。よくつぎもしるべきなり
いはず。不知をたゞ不に知といふは。不知尓とも書る例あれバ。ことハ又不字
あるあれバ。字ありて見ていはず。ことにもその反りあるにならむや。
同集に必ず略るといふべき例に在字御ある事

同集りかゝるべき事を言と云ふべきそらゝふ在字を書る例七ツ考ふ君為云
云沾在哉十ツ考ふ誰苑之云く閑有可毛云〻まゝ零雪云〻月経在十一
考ふ世中云〻猶戀在まゝ石尚云〻後悔在まゝ行〻云〻沾在哉
まゝ是川云〻乗在鴨こゝ七ツ在字来の語といふ人もつまどかゝつまゝ例
あるべ御さいひゝ又語てみふ例べ事どゝ形ハ乃ち形でハ
穂ゝ〻ゝ〻ゝ又曰考ふ大土云〻戀在まゝ袖振云〻隠在こゝ〻アリ
タリハ陰付て在字ハケルケリしそもゝ〻言字ふ此字を書ゝ〻ゝ
ふゝいまゝ考ゝ〻つゝふ来字をかゝハ来而在を古云ふ祁理といふふふ甚を
偽りゝもゝしこゝゝのゝいそふいふゝ

嶋

俗ふいゝゝる作在泉水築山乃ゝ波たふゝ嶋といふ〻ふ祭集二の考ふ。
日並知皇子ゝ宮ゝ舎人等勧傷作歌二十三首ゝ中ゝ。
御立為之嶋乎見時云〻。御立為之嶋之荒磯乎云〻。嶋御
橋ハ云〻。嶋乃御門ハ云〻ゝ。ゝ嶋こゝ彼皇子ゝ
造足ゝ池ゝ同じ時ゝ事ゝ嶋宮ゝ。嶋をもゝ
孔雀乃ゝ。橘之嶋官ゝ。橘ハゝこゝ地名し。又ふゝ考ふ鶯之鳴
吾嶋曽云〻。吾宅ゝ池し十九ツ考ふ雪嶋巌ハ殖有奈泥
之故波云〻。ハ宮ゝ事ゝ嶋し同ゝ事ふ君宅之雪巌ハ
ゝ〻ゝ考べ。ゝ撥ふハ造ゝ言ゝ巌ふ殖ゝ。又曰考ふ嶋山ハ
照在橘云〻。ハ彩嘗ゝ宴ゝ肆ふて。大ふの図の嶋の山し。

又古けさとり属目山齋作歌乎之能須牟伎美我許乃之麻
ろくハ池ふ鴛の住君が宅の此嶋ふまそこを嶋ふ山齋をも即ちまと訓
べし此名嶋ふよりつけれとさて又伊勢物語ふ嶋この字ふ家ふてつくる也
同じ宅造り庭を好を名で所ふをいつ

万葉集ふ山字を玉ふ誤る例多し第廿ハふとみくらゐ二
万葉集ふ山字を玉ふ誤る例多し第廿ハふとみくらゐ二
のもふ三吉野乃玉松之枝者云々十五ものふ夜麻末都可氣尓
ともつつ玉ハ山を誤りて玉ふ後の字ふ玉松とよるハ此字ふよるふて
ふ玉ふてとし玉松といふことハ誤り又同じ二の巻ふ人者縦念息登
毋玉蘰影尓所見作ろくこそ山蘰ハ日影蔦のことふて影の枝向ろ

あるし山蘰日影とはぐくとふて十巻の巻ふつくしきはつるかまとよそ
ふかぎふ同じ十八の巻ふ山ぶかぎハ日影蘰のこと影を後
ふ此玉蘰を山蘰の誤るあるを思ひて新しくつきるを懸のこと
ひろくハ玉ふてとし又十三乃巻ふ五十串立云々雲聚玉蔭見者之文
あるし髻華ふ垂る日影蘰し十巻の巻ふ足曳之玉縵之児とつくハ足
曳之とつくハ山ることを傳ふ即ちかつらふハ山縵之児とつくさて件乃
例ども考へて見べし十一けさふ玉久世清河原ろくとつくも山代久
世能河原ろくもを山を玉ふ能を清ふ誤り代を脱るふてそ玉久世とい
ふてハあるべくもあらじ

日葉けさふ生刀もなくとつくる

同系ノ字ホ。生ルヿモナシ。ナラヌ者ハ。二ノ者ホ。衾道平云ク生跡毛無。
キヽ食路云ヽ生刀毛無。キヽ天離云ク生刀毛無。十一ノ者ホ。勲云
云吾情利乃生戸裳名寸。十二ノ者ホ。萱草云ヽ生跡文奈思。
キヽ空蟬之云ヽ生跡毛奈思。キヽ白銅鏡云ヽ生跡文無。十九ノ
者ホ。白玉之云ヽ伊家流等毛奈之。ヿ。ヿ。いづとも。みホ。十九ノ者
ホ。假字出ホ。ホヽして。イケルトモナレト例ベヽ。ホホイケリトモナレト訓ル。
ホリ。生ル刀トハ。刀ハ。利心心利ホヽ。利ホて。生ル利心モホヽ。心ノ空ケヽルヽ。
キヽハ刀ハ。ホノ登ホヽ。ホヽて伊家流等ト。ヽル。ホ。ホれど。
いまわ。ともなヽといふど。詞のまぐまわホる。又刀ノ字ホどハ。ホホをのとホる。
ざる假字。しらわヽを。ホて。ホ假字づひの。ホヽわヽと。又何づきホみづホ。

ざわヽほどを。知べヽ。ホヽを。ホホいまを。ホホ。ホホと例ハ。ホわヽホホ。
ヽホホホヽ。ヽど。ホホとハ。ホヽホホ。ホどヽ。

文字ノ使ヒ書ノ例

同系ホ。雖干跡。将有裳。不知尓。ホわヽホホ。ホホ。ホ跡。字裳。字尓。字衍。
ど。ヽ。此例。續紀ノ宣命ノ詞。又萱草ノ字ホ。ホホホホ。ホホ。
ホど少。

白馬節會

正月七日ホ白馬節會ホ白馬。ホハ青馬ヽ。万葉集ホノ者ホ。水鳥
乃。可毛能羽能伊呂乃。青馬乎。家布美流比等波。可藝利
奈之等伊布。ヽ。ヽ。續後紀文德実録三代実録。貞觀儀

式延喜式などに多く出たる。みな青馬とのみ見えて。白馬といへる事ハ一ツも見えねど。
然るを圓融天皇の御時安和天元の頃よりの家々の記録。又江家次第などにも。皆
白馬とのみ記せるハ。平兼盛集なる哥に。ふる雪に色もかはらで牽(ヒク)ものを。たが
あをむまと名づけそめけむ。とよめるを見れバ。當時(ソノカミ)既(ハヤ)く白きを用ひられし
と見えたり。然れバ古へよりありけるをバ改めて。白き馬とハせられしものにて。そハ延
喜より後の事なるべき歟。延喜式までハ青馬とのみ記せれバ也。さて然(シカ)白きに
改められしハいかなる故にかありけむ。詳ならねども。源氏物語桐壺の河海抄に。
年始白馬を見れバ。邪氣を去といへる本文。十節録にありとて。公事根源
にも十節記とて引かれたるよしにやあらむ。されどかの本文ハ礼記
の月令にて。孟春之月云々。天子居青陽左个。乗鸞路。駕倉龍。
載青旂。衣青衣。服倉玉。とあるによれることなるべし。倉龍ハ青き馬なり。
文徳実録にも。助陽氣也とあれバ。白きなるにあらず。青なりしこと決(ウツナ)
し。さて儀式にも。青岐馬(アヲキウマ)と見えたるをや。然るを後世までも。文にハ白馬と
書ながら。語にハ猶古へのまゝに。阿乎むまと唱へきて。あをむまとハいへども。白馬と
書ことをも。阿をむまと訓によりて。人みなこれ保つて。古き実に青き馬なり
しことをバ忘れて。もとより白きなりと思ひ古書どもにあるも書様をかへ。白
きなるに然いへりと思ふぞ。いみじきひがごとなる。白きはいでてあるとハいふらむ。
萬葉集にあをむまといへる言
万葉集八の巻に。云々ありける播磨ゆくに。五月を近み。安要奴我(アエヌガ)に。花咲にけり
云々。十の巻に。秋づけバ。尾花が花の。阿要奴蟹(アエヌガニ)。おもへど見えず。などにあれど

きバとなる。此安要奴を不交〻解るハ湯し。交ハ阿同ふて。彼字も要形。
橘のむふ阿倍賀ぢとよるなへ〻。ひひ得ふべうべ。阿要ハ本多ち実のなる
あるふて。奴ハいるるるるなし。我ふハ。我祢ふのつまりるるて。むてゞひ后がひるど
いふがひと日るて。古〻素ふも。老かてるふるどて。万葉ふハ詩ふ多き多て。
がひるとがふるもるり。るれるとハ。謙て役るるよ〻し。るるバハの花形ハ。実ふ形るなき
役ふ。かひて花の咲るといるし。十ち花形ハ。その役てかて咲る花の。実ふ形る
べ〻ひへ〻といるて。るの成をるるへるし。るれるとハ。系るる成べ〻ひへるし。いるど
るるざる〻形るバ。狂いるど。るるるるるべるとよるるし。十八の花。橘の長ふ。安由流
実波。多麻ふ奴伎都追。るるふるふて。安要ハ。実ふ形るるをいるるる
いふるるるるべし。安要安由と活用るるし。

梅の花乃ふに香波よるむ事

梅の花乃ふに香波よるむてる形るど。万葉集ふる。梅の哥
いと多かるふ。るをるるるハ。るめ。ち花花花ふ。るるち花ふ香をかゞ〻る。
ききどもんゝるるるふ。るをしゝで。ひひふ。るる一ッのるふて。ごるるふおきてえん
えむ。いふしへるるべて。るを多づるむるハ形るるし。橘のふも。万葉ふいと多
乃るどゞる。そるると香をよるるハ。十七ち巻と十八の花るふ。ゞ二るるるの
る形乃。るるふ十ち花ふ草をるめる。るる多ち代巻ち世ふ笠るて。み
ちちるるる形る秋乃るるのようるるるるどよるふふて。るるて物乃香
をるるでるるるハ。るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
鼻ふかゞ。るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる

あきるゝなしに詠（ヨム）芳とかける。芳字ハ。茸を写しひがめたるなり。

萬葉集なる藤原宮之役民作歌

万葉集一の巻に。藤原宮之役民作歌とかけるものハ役民作歌とあ
るによりて。ふる注も。みな民のよめるとのみおもへれど。其作者をさして
あらず。然するかなどこそかの七夕なるを。彦星織機つゑになりてよめる
と同じことにて。かの民の心に擬（ナスラ）へて。ものしたる其人のよめるなり。その作者（ヨミビト）ハ誰
ともしらねど。其ことばのいとめでたく。巧の除きやう。人麻呂主などにつき
ぞあるべきを。かの主乃長歌をいづれも巧みなりし故に。詞の続きなどもまぎらはし
く。此歌が長き。此歌ハ殊にまぎらはしき続きおほくして。初心の人さ
へも。皆解得るを。今よく考ふれバ語の続きもいと明らかにてまぎるゝ

ことなく。いともめでたくきこゆる歌にして。その歌のすべての趣ハ。田上山より
伐出（キリダ）せる宮材（ミヤキ）を宇治川へながしくだし。又泉川に持越（モチコシ）て。筏に作りて。その川よ
り難波海に出し。海より又紀の川を泝（ノボ）せて。巨勢（コセ）なるところより。藤原なる宮の地へ
運び来るを。その宮造りに役（ツカ）はるゝ民の見て。よめるさまなり。其乎取登（ソヲトルト）云々
ハ川より陸に取上（トリアグ）るよしにて。又水に浮居（ウカ）べて。とり上て。其を泉乃河（イヅミノカハ）に持越（モチコセル）流すとつ
づく詞しられねど。浮居（ウキヰ）而（テ）見て。始（ミバラ）く絶（キレ）たる筏を見て。すでに吾作（ワガツクル）へとつゞくなり。吾作（ワガツクル）云
云ハ吾なる役民の吾にして。日之御門（ヒノミカドニ）にとあるを以てみれバ。此作者の役民ハ。藤
原ノ宮の地より来て役（ツカ）ハるゝ民にて。上の言ぐさ散和久（サワク）御民（ミタミ）毛（モ）とある民とハかはれど。是
もまがふべからず。泉乃河（イヅミノカハ）に持越流（モチコセル）を。宇治川より上（アゲ）て。陸路を泉川まで持
越（コ）て又流すにて。これぞ今の京なんを以て見べし。宇治川より泉に下すべきすがなり。泉

川へおし流して下せるハ、ゆゑ有るよし、ふか、左ハ流カスべき所多きゆゑ、泝スル須良牟とハ
海より紀の川へ入りて、紀の川を泝ボリて、巨勢路よりハ、高處へ運ぶまでを
業とす、されバこハ、泉の河へおし流る材を云くして、巨勢路より、吾作日ハ門へのボ
りて、むといふ所へ引きあつめて、御門ミカドニ尓のボと、巨勢道従の従とを、泝ボリて
和て、結ムスびあるものゝ、多くのえらびを、熟く多くてさるべし、ボかざりのえバまづ
ひぬべし、さて良牟と結ひあるハ、作者ハ、家造の地へ至てよろこばるゝ、
なり、是田上山より伐出きたる巨勢路を運ぶまでハ、皆よりたる事にて、ゑぶ流
事なるバし、さて伊蘇波久見者とハ、家地へ運び来りて、目のまへにあるを
いふ、上乃良牟とこの見者とをおもひてゝ、難波海へ出し、紀の川を
のぼるといふ、ゆゑ、巨勢路をよりといふ事、巨勢路より、巨勢

きハ、紀の国へ引きあつめ、ボとバさし、又、筏へ造り泝ボリて、むといふ事もあるべし、
をたちのぼりて、をくるゝ、なれば、大なる、ものゝ、近き山地
をぐ、より伐出る材を倭へのぼるに、必伴のごとく、難波海より、紀の川へ入りて
泝ボリて、定まれるなれば、なり、ゆゑ、ハ、ゆゑ、なり、不
知國ヌクニヨリ依リ異国の帰リ来るよりゝ、なれ、依リて、巨勢路より、帰リ、異国まで、
なびき、寄りて、帰リ来るといふ、書カキコトを、なし、帰リ来るものゝ、さ、なれ、不知國ハ、五
らち句、依リツセ巨勢路ヲ、過ハ、七らち句、なり、
自ずから、ゆゑ、なり、我國ワガクニハ者より、新代登まで五句ハ、ゑ、も、書カキコトを、なし、
泉の帰リ来るなれ、ば、ゆゑ、なり、
さ、過リといふハ、郎チ上の田上山の材と、又、別の巨勢路より、ものゝ、ゆゑ、なり、又、不

知ることわりなり。村雨のぎをとゝ書けるべし。ゑひまぐべくべし。

孝謙天皇はゝ

孝誠天皇のゝ諱。そゝ名かゝ小殿と中せり。安殿と改名給へり。その名み
ゝべて皇子ゝ方法王ゝのゝ名。いづれも乳母の姓をとるゝ例なり。代小殿と
ゝせり。續紀此の名ゝ御乳母安倍小殿、紀宜堺といふ名ゝ。此姓
ゝり。安殿ゝ安字と殿字とゝ略ゝ。そこゝ阿傳と字ゝ書ゝ。
紀ゝ書ゝ左田部ゝと安諦部ゝ。書紀續紀ゝ阿提部ゝ書ゝ。天
皇ゝ名ゝ渉獵ゝ。大日孝ゝ在田部とハ改名ゝ。

高丘親王ゝ名ゝ

係氏、御後、桂本ゝ。字法、八ゝの名ゝ。八風ゝ義ゝ。

也どへぶゝ。ゝ名ゝ名ゝ。草ゝいとゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
第ゝ。ゝ。ゝ。第ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

歌合

歌合といふゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
系ゝ。仁和の中ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

右兵傍馬場

北山抄ゝ。右兵衛馬場といふゝ。ゝ。ゝ。ゝ。六衛

府にはおのゝその名場なりし。

伏見故舎

續世継に橘俊綱朝臣の。伏見の住ひの事をいへる詞にいはく。伏見にてハ時の歌よミどもをたぐへて。和歌の会しけるよしきこゆ。伏見の会なしいらることもひさしく流れてもあんなるとかや。俊綱朝臣ハ宇治関白殿の御子也。いろ／＼ことひさしくつもりてといへるハ。歌合歌会家集見ゆる歌会といふなし。その集の時乃歌どもを。書集めける歌を。伏見の舎といへるにや。

金葉集に輔仁親王を三ノ宮と書せられ

旧事に金葉集に輔仁のみこと書かれたれど。白河院ハいゝふてにくみかくハ書するぞと作られしなれバ。三ノ宮とぞかく書侍ると也。かの親王を

白河帝の御子にまします御名がらに尊名を書き奉る事ハ。はゞかるべきことぞとおぼしめして。かくハのたまへるなり。

式乾門院のこと

式乾門院を御母に申上まつる姫君とよむを。阿佛尼の十六夜日記に假名にしきかんもんゐんのみくしげどのと書かれたるハ正しきにやあらたむべからむ。

肖栢を牡丹花と号せる事

肖栢を牡丹花といふことハ。牡丹の句にめでられて。世の人のいひならはしけるなりといふ人もあれど。三愛記といふ文にもちゐられしハ。俳諧の祖にすまひけるに。庵を結びて。夢と号し。みづから牡丹花を名ときり。おのれにおそぬ

やうにゆへ侍れど。翁粉一鉢のあとかたをみるにやと。みづから書きぬ。

後陽成天皇の御院号の事

後陽成天皇元和三年八月廿六日に崩御の葬礼の事。日をえらひて。九月廿日と定められ候。その程にはもとの御所におはしまし。御前僧衆をめして。法華経を読誦せし。翁には法を洗せなり。御脳つよけれど。なりける院号の事。諸家へ仰せ出さるし。其中に殿下より勘進せらるゝを定めらる。後陽成院と号しまゐらせて。廿日御葬礼。泉涌寺にて火葬し。御脳のみどもわかちまでの事。西洞院時慶の記にみえたる。昇遐記にもみえしとかや。

清輔朝臣尚歯會

承安二年三月十九日。白川の寳荘厳院にて。清輔朝臣。尚歯會を行はる。前ノ馬寮助藤原ノ敦頼 八十三。神祇伯顕廣王 七十八。前ノ石見介祝部成仲 七十四。宮内卿藤原ノ永範 七十一。右京ノ権大夫源頼政 六十九。清輔 六十九。前ノ式部少輔大江ノ維光 六十三。以上七人。件の記一巻あり。明和のころ板にしるされたり。

七夕ほうにさゝがにの糸をかくる事

源順乃七夕あり。いとはかなきハ虫に志ありてせ。はかなの糸をかくそのことをよくよみたり。歳時記に。此祭時。陳瓜菓於庭中。乞巧時。有蟢子瓜上網。以為得矣。またこの事文類聚に。京師。七月七夕。婦女望月。以小蜘蛛在合子中。次日看之。若網

圓正謂得巧といへり。

九月十三日夜月を愛づる事

中右記に。保延元年九月十三夜。今霄雲淨月明。是寛平法皇。明月无雙之由。被仰出。仍我朝以九月十三夜為明月之夜。

あかてく

業兼物語に。衣陽考に。兄の紀に。祖父のことなり。おかてくといふこと。

宗祇法師の傳

宗祇法師。姓中臣氏。飯尾宗充之子也。其先世居紀州。母藤氏。憂無嗣。一百日祈玉津嶋神。滿期之夜。夢玉子入于口而妊。十三月而生祇。時應永廿八年也。祇自童丱好和歌。就叔父宗砌學習。自稱種玉庵。因母呑玉孕之瑞也。上京師心敬結草菴於岩倉之長谷。亦好老莊。自呼自然齋。文明三年。訪東常縁。親炙請益歌道。常縁傳歌道之祕事。無所遺。後祇謝返京。又肆詩參禪。後不定居處。為萍客。遊諸國。受祇之傳者。肖栢素純宗長宗碩等也。文亀二年七月晦日。於相州湯本郵邸。卒。八十二歳。葬于駿州桃園定輪寺。栽松于墓上。とぞ。

文治元年四月廿五日。神鏡神璽入洛あり。上卿八條中納言經房。參議右

文治元年四月廿五日。神鏡神璽入洛あり。上卿八條中納言經房。參議右

宰相中将泰通・辨在少辨・兼忠・近房ゆゑ在中将公時・経長・右中将範能・経
任・権中将ときふ・壷胡籙を背せり・職事・殿人左馬つ・検校親雅ぞ・供奉
し・きる・四塚より下馬して・各歩行・先頭・中将通資・経光・糸毛にて・行
幸・内侍所・内蔵寮・彩造乃唐櫃ふ納・寺家・大夫尉義経・郎等三
百騎をお具して・前後を・陪後・又百騎候・朱雀を北へ行・六條を東へ行・
大宮を北へ行・待賢門ふ入・朝所ふ着・神鏡あり・殿人左馬つ・尉橘清季・
かゝて・此所ふ候・殿・神璽ハ・海上ゆ浮きぬ・常陸国住人片岡太郎経
春が・取上奉りきるとぞ・笑し・内侍所・玉・官廳ゆ・温明
殿へ・奉ら・上卿・参議・辨・次将・みなもとの・侍・なれ人・なり・
三箇日・院・内・の・仏・神・楽・おこ・ぬ・ゆ・此・平盛衰記ふ・ゆ

寶劔の事

法皇・寶劔の失・ぬ・ゆ・大・ふ・仏・歎・ゆ・ゆ・嘆・大・ふ・仏・神・ふ・七日・仏・系・彩・
第七箇日ふ・仏・夢・あり・寶殿の・ゆ・長つ・国壇・浦乃・老松・若松・ふ・海
士・仏・作・て・后・祈・べ・と・こ・ふ・て・九郎判官・召・て・ゆ・を・作
舎・ゆ・義経・ゆ・出・下・件乃二人の海士・ぞ・老松・母・若松・
如・ゆ・二人・ふ・海・入・一日・ゆ・て・浮上・て・ゆ・やう・怪・ゆ・細・る
取・ゆ・ぬ・元・の・力・ふ・及・ぬ・如法経・書・て・身・ふ・まる・て・入・ぬ・と
ゆ・ふ・て・侍・つ・ぬ・法経・出・て・老松・ふ・れ・まる・て
入・一日一・上・ぬ・翌日・午・刻・ぬ・ふ・浮上・ゆ・子細・帝・乃・前・ゆ
きべ・と・ふ・て・上・法住寺・所・ふ・て・ゆ・龍

宮殿くおびしき処に入る。其のありさま凡夫のまなこにあらば。心も言も及び
がたし。老松。大日本国の帝王乃御使と申入ば。座上におきて。御簾は半ば
まきたる内をみんとせば。長ハ志らず。眼二つもやわらかにおびゆる大蛇。剱を
口にふくみ。七八歳なる小児をいだきてありて何を出していふ。宝剱を必しも
日本帝は宝にかしぎ。我が城乃宝物にあらず。出雲国簸川上の大蛇と
我が法師王子にして。其の後日本武尊東行乃時。膽吹山のもとに臥長一丈
の大蛇となりて此剱を取むとせしかども。取得ざりしなり。其後またまた
はかりごと謀をめぐらし。簸川上の大蛇。安徳天皇となりて。源平乃乱をおこ
し。我家に返し取りぬ。今我口に含める。即先宝剱にて。抱ける小児ハ。安徳
天皇にて。平家の一門の人々も。みなここにありとて。簾をまくれあげてみせける。

まつるに其の人々みな形を顕す。今汝に身にまとへる法経の紫にて本の質
をとりまいらせんとす。但し此剱を。尽未来際。日本に返すことあるべからず
ざるとて。大蛇を内に入りおはりぬと奏しければ。法皇をはじめ奉り。月卿
雲客。一同に奇特の思ひをなし給ひけるとぞ。宝剱ハ失ひしと治定
し。章経と云れも日書にみえて。右件のことハ寺々の縁起のいかにもみな例
の僧乃作るなれば。世乃人をあざむく。むげ乃造言すらし。縁を其事にかく
寺々の佛法ぎるなればいふべきを好みて。かく書にまで。然し寺に記されし
事を。此事の外にあるぞ。皇国は昔しく人の法乃如きにて。太かるやうなるかひ乃
事を書しるしたる書どももみな目にみえずしるしたる。

又寶剱の事

百練鈔ニ文治三年七月廿日己未奉幣七社ニ依寶劔御祈也今日被遣勅使於長門國且被祈謝為令搜索也神祇大祐卜部兼衡大藏少輔安倍泰成等為使前安藝守佐伯景弘去比下向景弘合戰之時在彼國存知寶劔沈没之所云々

貞和四年ニ西海ニ沈ル寶劔出来事

光明天皇ノ御宇貞和四年ニ元暦ノ例ニ壇浦ニ沈ル寶劔出来事ヲ伊勢ヨリ進奏セラルルコトハ彼國ノ圓成ト云ヒ大神宮ヘ千日参詣ヲシキルガ千日ニ備ラルルモ海上ヨリ光物ヲ出テ圓成ヲ得テ見ルニ二尺五寸ノ劔ヲ出ス時十二三ヲ過ル童ニ神託アリテ

ヲ海底ヨリ沈ム三種ノ中ノ宝劔ヲ求ムベシ祭主神人等連署ノ紀請ヲ捧ゲテ上京ス日野ノ大納言資明ヲ勅使トシテ宮ノ御所ニ資明ヲ召テ三種神器ノ由事委クヲ尋ネ天下ノ人ヲ信ゼサセ給ヒシ兼負ヲ召テ三七日祈誓セシメ此劔ヲ求ムルカノ宝劔ヲ求ムベキ人ヲ兼負ニ告ゲシテ人ノ夢ヲ告テ奏聞セシメ祈請セシム其時左兵衛督直義ノ御代ニ兼負ニ寄ル所アリシ所ヲ仙洞ヘ奏シテ宝劔ヲ求ムベキヤウヲ請フ給ル勅使ノ勅使ノ経歴ヲ尋ネ資明ノ阿闍梨ヨリ事ヲ聞テ百六十餘年ニ治世有德ノ君ニ出ザル宝劔ノ沈ム乱世ニ出ル

[illegible]て出べき理おくゆかしく奏しヤ[illegible]れば上皇宸ふかくおぼし[illegible]
[illegible]れきん[illegible]ふ[illegible]剱をば手水社の祢主兼負ふ[illegible]けらるゝ[illegible]ば事
太平記は五ゆきをかゝらく記をり陰陽ふ資[illegible]を義兼負圓成ら[illegible]
[illegible]かりて[illegible]出る[illegible]

神鏡燒損の事

百練鈔ふ寛弘二年十一月十五日内裏燒亡云々神鏡
在灰燼中同十七日神鏡燒損事令諸卿定申之或記云
十二月九日奉移神鏡於東三條俗舊横持奉納新韓横
之間忽然有日光照曜内侍女官等恐驚之同三年七月
三日諸卿於御前定申諸道勘申神鏡可鑄改哉否事定

間三尺餘蛇自御在所庇落庭中登自南殿北階赴西不
見可謂神受兆まゝ長久元年九月九日皇居上東門院
燒亡云々内侍所神鏡在灰燼中燒損遣藏人頭在中將
資房在少將經季等令求之僅奉准得御體燒殘五寸許即奉
畏入折損又得一切二三寸許其體燒損不分明云々次々得
二三寸許各々段々也又如金玉之物數粒得之隨又奉
加入彼損之十日内侍所女官二人夢想之一人夢云彼
本所方小蛇頗有惱氣之一人夢云彼本所有人云吾相
離獨身在此所云々仍女官等向彼所奉鑒求之處如金
王求得二粒即奉入畢有靈驗可感歎云々已上見資房

卿記同十二日定申神鏡焼損事任寛弘二年例可被行之由定申ス

大炊殿を洞院と改めらるる

天永三年十月十三日遷幸大炊殿之由奉幣宣命改大炊御門字為洞院炊字従火之上大炊為廢帝諱字之故也と日記にしるす

ぬらさといふ事

田中道麻呂がいへハ近江美濃尾張辺にて物のやちらかること〻ふくさといふ又衣を洗ひすゝいでぬれをぬらさといひ洗ひて のりけつまぐてあくをぬらさといふ又物のぬきこぼかぬらさ

といふといへり

まるもちぎといふ事

京かやつり草といふ事ハ小きやうがる事ハ田ふ事田夫乃いとゝいふ事

あり美濃ほうてこれをまることといふ三河ハかてハまるもちぎといふよ

しこまこと爰と京ふら考る物ハ所〻ひとゝ日人いへり

ゐ孫ひこハ木

ゐ孫ひこの木といふ木木ハ食いとゝ白く葉ハ榎乃葉のやうにて大木ハかる物

あり実を〻〻かくれぬき形ふて上の方ハ葉のやうにしし仲の木美濃ハ

飯木村ハ多くまて他村ハ少〻日人いへり飯木村ハ人乃名々し多藝

郡なり

鴨の類くさぐさの名

旧人の説をきくに鴨に大小の品種有り。第一大きなるをまがもといひ。次に大きなるを。あぢかもといひ。次をはぢろといひ。もつとも小きを。たかべといふ。みな同じ鴨にて。ただ形の大き小きによりて。名の変るなり。はたたかべなど。万葉の歌によめり。又あいさといふ一名あり。これも鴨のよびなり。いさゝかの異なし。万葉七の歌に。あきさとある此物之といへり。

九條廢帝

九條廢帝と申したてまつるは。順徳天皇の第一の皇子にて。御母ハ中宮藤原立子。東一條院と申す。後京極摂政良経公の御女なり。帝。建保六年十月十日に降誕。御諱ハ懐成と申す。同年十一月廿一日に。親王宣下。廿六日に。皇太子に立ち給ふ。

承久三年四月廿日に。四歳にて受禅ありしかど。僅に。東の賊北條義時。いたく荒びて。ゆくりなく世の乱れおこりて。かの賊泰時時房などいふ賊ども。おしのぼり。同じ六月に京にみだれ入りて。いともかしこく。三所の天皇たちを。遠所に遷し奉り。此新帝をもおしおろし奉りけるは。あさましなども。よのつねなり。かゝればこそいへ。いかにもかくも。なき逆事なりとぞ申しつたふる。かくて此帝ハ。同じ七月九日に。位を譲らせ給ひて。さてこそ九條院に渡御有りき。さて又此院より。御母女院と御同居ましまして。文暦元年五月廿日に崩御。御年十七にぞおはしましゝかば。いまだ御元服の儀もおはしまさず。又受禅ありしかども。わづかに四月がほどにておりさせ給ひて。いまだ即位乃儀も行はれざりしかバ。皇代の御数にもいれ奉らざりしを。いづくの地にか葬り奉りし。御陵の在り處もしれぬハ。いとかしこきはかなさに

む。侍子ハ前にいへる事に、法印性慶の女の腹より、姫宮一所生れさせ給ふ。義
子内親王と申せり。弘長元年三月八日にうせ給ひ、院号かうぶり給ひて、和徳門
院と申しき。

臣の王を娶給ふ

記略に、延暦十二年九月丙戌の詔に、見任大臣良家子
孫ハ、許娶三世以下。但藤原氏者、累代相承摂政不絶、以此
論之、不可因等、殊可聴娶二世以下者とあり。これによりてかんがふれバ、
古へハ皇女をはじめにも申さず、すべて臣の王の女を娶給ふことハゆるされ
ぬことにて、さることかはりてありしにや。継嗣令に、臣娶五世
王者聴とあるハ、令の時よりはじめての法制にやあらむ。そのかみの

事なし。漢風にうつされしかども、さることハなほむかしの人倫の姿をうしなは
ざるにやとおもへバ、延暦の御はからひになりて、さらになほうへの件のごとくなりけらし。令の御さだめには、王娶親王、唯五世王不得娶親王ととも
みえて、諸王ハ四世までも皇女をも娶しを、臣ハそのかぎりにあらず。
五世の女王を娶ることはゆるされしを以て、王と臣とのけぢめ尊き卑
きをわかちて、厳なりしことを知べし。夫婦のむすびをなせども、尊き
卑きをわかちしかりし。そののちはも、みな漸に漢風に
うつされたまひて、今のごとくにはなりぬるを、昔の人ハ同姓不娶な
どいふ漢風のことのみ思ひて、皇国の古へにかぎりなき尊卑
をわけしことをバ、しらざるなり。今いにしへをおもふべし。

うち清水の王がぢハ、もとよりうちぐ[illegible]ぎ丸ち中をけるもぐと。當時の
王の女をる。もと宮ふ[illegible]ちぐあき男ふ[illegible]ぬ[illegible]ハ、けゆ中りふ[illegible]ぬめ
あく。みぐりがる玉俗ふぞ[illegible]ぐる。

志づりがる山林をもみよう〳〵といふる

ぐ〳〵ぬ[illegible]ぬ人、又今の世ふ宮四ちる人ぐ[illegible]ぬ。そこうハ、
星ぐ〳〵ぐ[illegible]ぐりがる山林を。住よく。このまく〳〵ちるはまふ
のこいふ[illegible]ぬ。ぐれをいうがるふ。さうふさハおぐ[illegible]ぐ人げ
志宮ぐふぎ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ。ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ
ぐ〳〵がぐハ、ぐ[illegible]ぐ。ふ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ
きゆ[illegible]ぬ[illegible]ぬ。一[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ

ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ

かりられぐ。船のかぢ々などをかぢ
ろくくられぐ。きまふ。ゆきうふ人
うふ位をきるをきうつし。こよ
ろる。京くいへど。おべてハかくしとゐぬを。四位係。大路をぢハおや
ふ。ぎりくきく。物をゐのろる。天の下三らろの大路の中ふ。ゐ戸
大板を。ゐまわ人のゆきく。きく。らくがくれを。よれかどのふぎは
ひらてら。ゐぐの社く寺ふかど。ゐ。ゐ。ゐ

朝臣・扈従上皇御共・云々・三月四日辛酉・兩院自熊野還
御・法皇不令参稲荷給・直入御鳥羽殿・去比法印圓行入
滅・若依件夏欲件人・雖称白河院御子・頗有疑殆云々・晏
駕之昔・有議不籠御忌云々・上皇令参稲荷給畢・と云々・こ
れ[illegible]・慈円僧正・[illegible]・稲荷社小路[illegible]
所小さ入らせ給ふ御ものやまきをそ・ゐぬべし・

興福寺維摩會講師の詣

同記・同年五月廿六日云々・又被下維摩講師宣旨・云々・
傳燈大法師位仁圓・年臈・法相宗・專寺・攝政宣・件大法師・
宜仰綱所令請定・當年維摩會講師者・康治二年五月廿

六日・大炊頭兼大外記助教中原朝臣師安奉・

筑紫乃觀世音寺燒亡の事

同記・同年七月十九日云々・今日・左大臣召外記下給・
太宰府解・可勘例・其状云・去六月廿一日夜・觀世音寺・堂
塔廻廊燒亡・件寺是都府之大厦・天智天皇以後・元明天
皇以往・五代之聖主・相續草創之御願也・五百餘年之間・
奉祈國家・不退・霊驗之砌也・但於塔者・康平七年五月十
一日・燒亡了・中尊丈六・金銅・阿弥陀如来・像・在猛火之中・
尊容無変・昔自百済國奉渡之云々・

八十嶋祭の使

同記ニ。同年十一月廿八日庚辰云々。今日。被立八十嶋祭使。御乳母典侍藤原家子。故家政卿女。清隆卿室也。行装之儀。世以為壮観。蔵人頭右近中将藤経宗。騎馬送之。依為旧縁也。蔵人右近将監藤隆憲。為勅使。発向典侍用唐車云々。子孫等皆前駈布衣也。

六角堂焼亡

同記ニ。同年十二月八日庚寅云々。丑剋。六角東洞院有炎上。火出隆季朝臣宅。六角堂為灰燼。但観音霊像奉出。件像上宮太子随身持仏也。昔奉懸多羅木。今在堂中云々。

鳥羽の勝光明院の宝物の事

久安二年八月廿三日庚申。是日。法皇御覧鳥羽勝光明院宝蔵所納宝物。即有被書目録事。件目録。先年白川御所炎上之時。焼失也。顕密之聖教。古今之典籍。道具書法。弓劔管絃之類。皆是往代之重宝也。くわしく書ふくしゅう。

義の大木はなし

みちのくに玉造郡にあるさいはいの大木はなし。又同郡の津浪の弘前の二里ばかりにあるふ大鰐といふ。大日光山の中に一本の大木はなし。十餘丈にかりはなしさいはいの大木はなし。花も葉も花も

全(モハラ)義也。又ハ八束郡の郡司の大領(キ)なる本多(ホンタ)といふ人の物
かたりなるべしかや。

きしの郡より大神宮へ献上する衣を織て奉る事

きしの郡人田口真鈴といふ人ハ、かの國の濱名郡神戸(カンベ)郷本村
といふ機殿(ハタドノ)にて、年毎に正月と九月とに、神に衣をおりて、伊勢内
宮へ奉る。その衣を殿をかの村に神氏目大夫といふ者、是を相傳へて、
うづ[illegible]新しく造る。萱葺(カヤブキ)なれども、神庫(ホクラ)を作り、常に是を[illegible]
たりなどなし。神に衣ハ、年ごとに三度の大事(オホゴト)といふより、生糸を、
是本村にかをりなる。件の機殿にて織て奉(ニギ)るべしと云き。

出雲國意宇郡神魂神社

出雲國意宇郡大庭(オホバ)村に神魂(カモシ)社といふ有。年ごとに十一月に國造
此社に来て新嘗祭(ニヒナメ)を行ふ。其時熊野社より火きり臼火きり杵を
國造に奉る。火きり臼といふは、檜の板に火きりぎりハ空(ウツギ)木にて
で、熊野社より、頼朝つのに奉書を以て出雲國一宮熊野天
照大神、日本火出初之社也。禁裏正月七日御祭事火上(ヲケ)
社別當就(テリ)罷出(マカリイデ)、意宇郡熊野庄五百貫、并山川共、令(シム)寄附(ヨセ)
記(シル)し、此かの古き文書数通ありて、件の神魂社ハ、古
國造乃(ウブスナ)祖(オヤ)なり。その由緒を以て、今に世々いとまなく
まかり出て、其所を[illegible]ふかうべ此社に来て、國造ふるり
て、杵築にて[illegible]社の神主、秋上(アキアゲ)氏の物語なり

出雲の大社乃伝事

出雲大社、建久のころ、改め造らる、その後又嘉禄乃ころ、先の例からて、課役をわかせて造らるとむとせしかゝ、御殿の柱ゝ出らひのもゝ、ゝ見まゝば、居大頬物、朕非素意、若人帰徳、栖高木足と、国造出雲政孝、國司右馬つ尉昌綱、守護佐々木信濃守司泰信ら、ゝ来織足て、官倉かゝやきまゝ、ゝ穀倉の北條、ゝ、驚きかゝやゝみて、官庫の金穀を出して、造足ゝりて、庁宣ゝ課役をバ停らるゝ、ゝ、ゝ、

今の世の八八丈し、右の時の図を、金輪（カナワ）の造營の図とつくる。今も図造の家ふ作へもうわ、手図、右ふ考るをぐわ一。

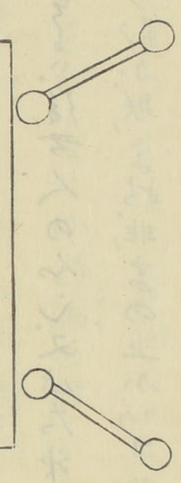

町一
摘手
引

此図、千家図造の家ふ作る。
写一聚るわ、人ぬ作ぬこのミ多
ふ造ぐ、皆ふ本ぬ考一心。
今世乃仏殿も、大ふ作ふ
構へハ、此図のごとくなるわ
らぐ。

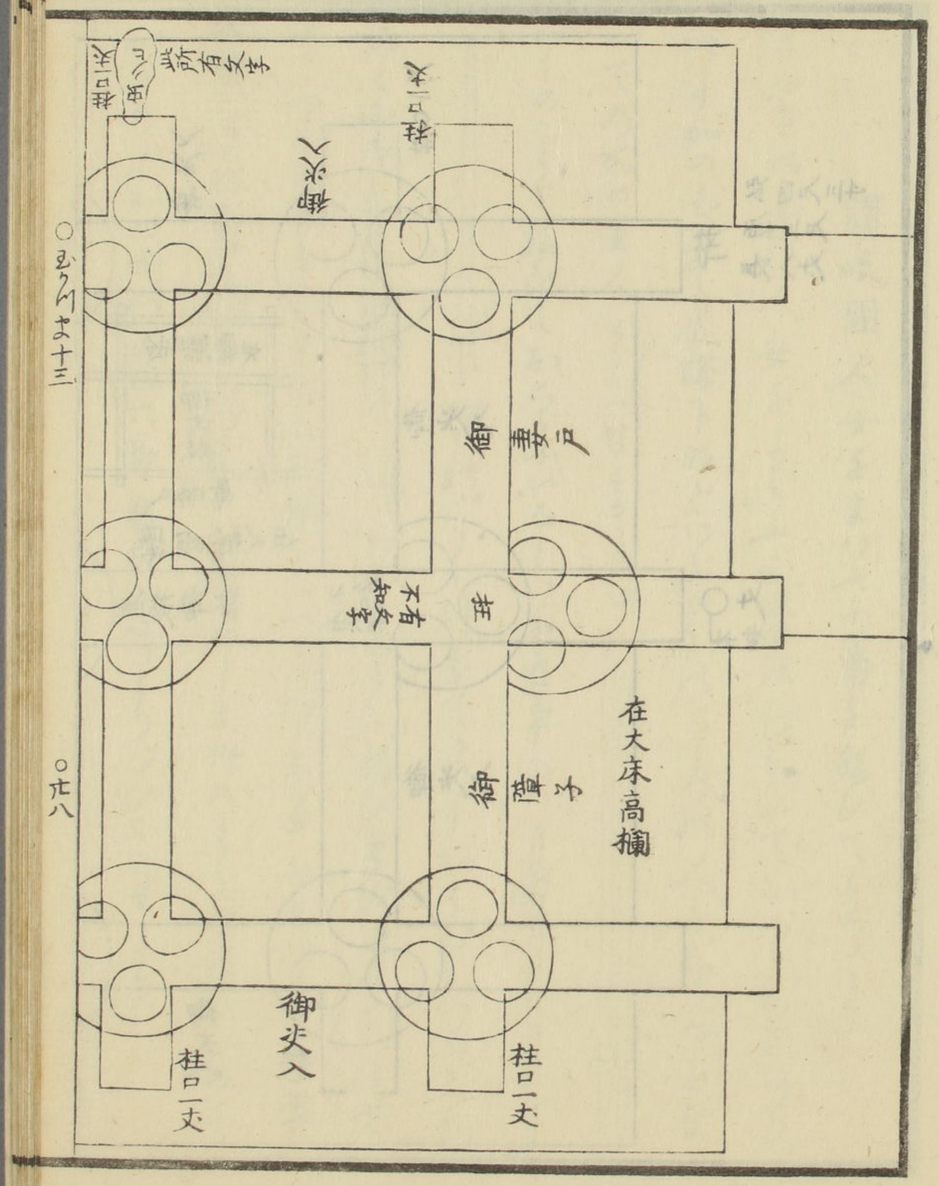

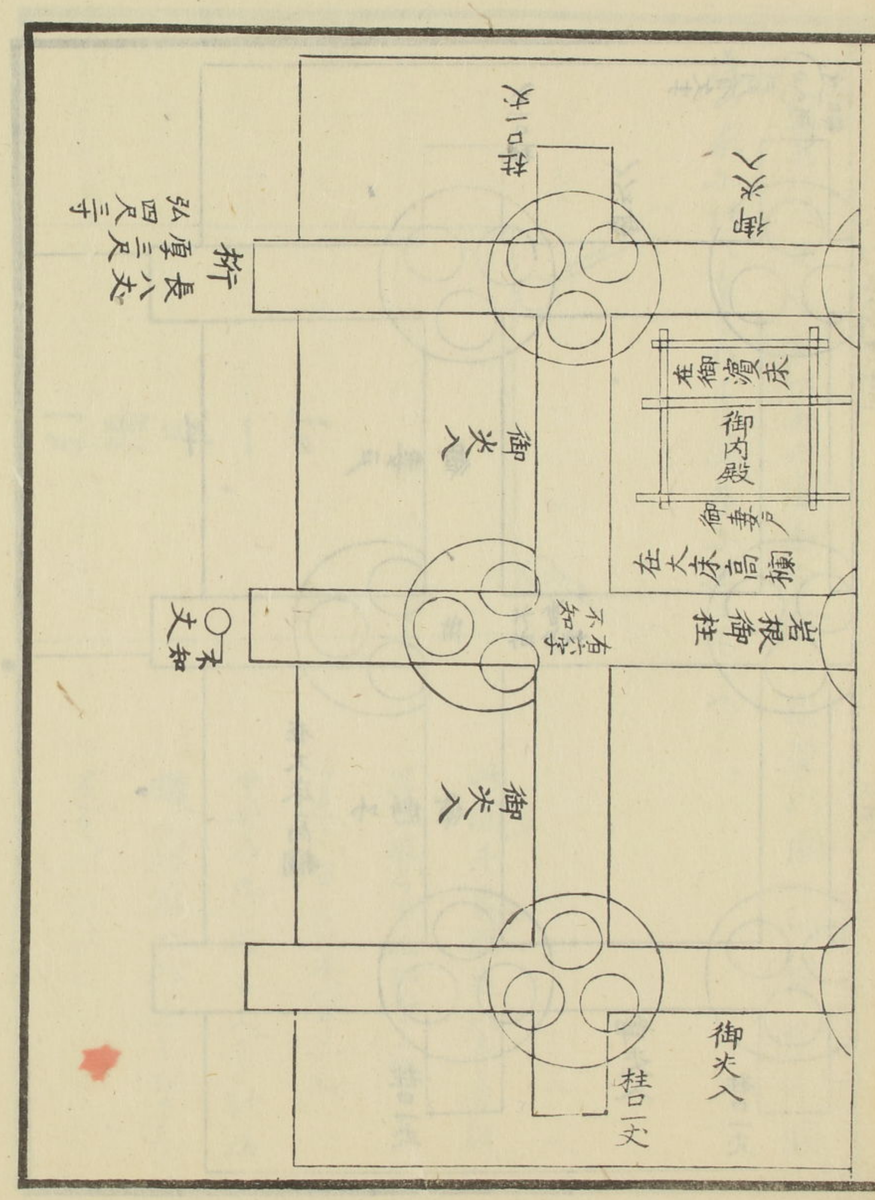

讃岐國人女をよびぶふ藁を結びておくるる

さぬきの玉乃人女をよびぶふ藁はむすびておくるあぎのうち

ゆすかの玉あるも塔下ぬどのふやうのうちの人をもとめぬまな

べて乃和の里人どもハ皆おるるもし

かくのごとくなびておくるふいるといふ也事ふハ

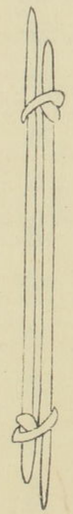

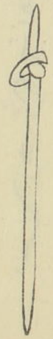

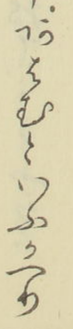

かくのごとくなびくなびを中へ引よせ

あとあり

てうつをかりもも方紫ふ玉梓といふハかゝる事あるをいとしう今

の世ふまの実乃仁ふ玉づさといふがうる也件乃ふるの結びざまふ

ゆゝしくかの玉の山田六郎高村が作ゆゑいひおこせしゆゑ

信濃国の或村々乃神事かうふの

なる人のいろ〳〵ものの国ぬけ天竜川乃河上なる川村和田さ

さはどいふ里〳〵乃神事ハ湯釜か湯を沸〳〵そぐらせて、その

そぐりふ幣を立おきて、後ふきて、その釜のほうか里人男女、

老ゝ少き、うちまじりてつどひて、その幣をとりて、こゝふの、

おゆをもらきけり、おみくじこぐそ〳〵、やうをよのがも〳〵、

嵯峨天皇四十御賀

類聚國史ハ、天長二年十一月己巳朔丙申、奉賀太上天

皇五八之御齢、白日既傾、継之以燭、雅楽奏、楽中納言正

三位良峯朝臣安世、下自南階舞、群臣亦率舞云々、

諸國小社の祢宜祝の事

貞観十年六月廿八日の格ハ、天長二年十二月甲子符偁

美前之例、諸國小社、或置祝无祢宜、或祢宜祝並置、舊例

紛謬、准擬无定、加以或國獨置女祝、永主其祭、右大臣宣

旨、自今以後、祢宜祝並置社者、以女為祢宜、但先置者、令

終其身者、〳〵三代実録ハ、貞観七年五月廿五日、是日

制五畿七道諸神社祝部、停補白丁、以八位已上、及年六

十已上、人充之、先是置者、令終其身、自今以後、立為恒例、

就荒玉荒道山

類聚國史ハ、天長九年六月己丑、越前國正税三百束、給

作彼國荒道山道人坂井郡秦乙麻呂と見ゆ。古書に愛發関とあるハ此荒道山にて、そもふつうちとよむ。今もある地名也。

さきにハ今ハるやうにハよるぬるいふる

逍遥院大たちさねづきの日記の跋に、事のつゐでに中出給ふ。長哥といふ物、このごろ物にかりて、そそやうにまねるものやうにあるを、いう物にあらの給ふ物にむいてかゞつゝかきるすしとゝ見ゆ。

年号月日次あやふきものゝ例

源為憲の天禄哥合の跋のうちにそ、天禄といふ年にかりて三せの秋の物ぐさなる月に、ものゝ十日ふる雨つゝおきてのるすしとゝ見ゆ。うゝぐ、ゆりてといふこと、又いま二日、きてもいぐ。

童蒙抄に、物の面にてる月物をえく。もれうゝとゝ見ゆ。此の人、和哥の何とかぐ、ぞと、雖ぐる波、方がゝ物よりけ見バ、えゝびかいるとゝ、いかゝゝ、方物の何をバ、ゝうえゝびし。

ゝづる

綺倍おかゝ、ゝ山の、ゝ見ゆ、ゝこの神物とや、ゝ見ひのかゝぬ見ぬと見へて、宮係大納言の松ふ、本かゆりゝ書の、ゝるを、ゝつゝと云し

ねぐ、ゝるむバゝ

同物ゝ、天德哥合ふむ、ゝ物ゝるゝ受ぶ、ゝ、ゝくハ、氣ゝふゝゝと、中務がゝゝる、ゝ、ゝ、ゝ

とまとてそいへとて。此あを。あ字ふ判ぎら色。わとを。此判ちの
雑ち。をべてぬぎてゐくいふべきを。むぎとあといてを。ゑがてくいてふや。
物らバ左物ちをてよろし。ゐ又ちをバぬぎてゐるとひ。受ゆバむぎ
ちをいふをぎいふ説ふつきて乃雑ら。物らバ中くふひがてゐ。

ちの〳〵その説

月ゐて。ちのめ。能因が注ふ云。つきちゐ〳〵ほどのそゐ物ちの。ちめ
の色ふ物ちをしとゐ。ちの〳〵ちといふちの色ハ。何物をいふふ。

初ぎそ色

吉部秘訓ゐて。文治四三二。同記云。云。心喪色有軽重。
嵐色鈍色。諒闇之時着色欤 又練色浅黄等。同以通用欤とゐ。こ

ちの〳〵ちの色。みを。ゐび色ふて。ゐ〳〵づかへて係ちもの。後考ちいふち。
ちゐびといて。ねし。諒闇之時云。ハ。歯時一往鈍色とひ〳〵名ち
ひきて。諒闇之時。鈍色を着ちる〳〵ちて。ちるハ。是欤といふ注し。

親王宣旨ち書やう

同書ゐ。文治五十一十九。同記云。高倉院宮。可被下親
王宣旨云。宣下御名字云。書壇紙一枚云。其書様。
守良 惟明 己上為親王とて。件の二ちのハ名。並びて各
一行ふ書て。己上云ハ。又一行ゐて。ゐ〳〵下てちち。

十を作といふ

文選の古き訓ふ。十を。くとよゐ。下ちつハ。一つ二つゐどのつなち。

上のつぼとあるものとバ即十七、伝ふ、ぢやちちとゝして、づを、
十九のこゝ、ちゝハ、ぐこハもと十やハ、ちとゝひゝを、ナれハふ信号ゝ。

をやゝとゝいふこと

をやゝとゝいふ祖母のゝ形らぢ、係氏、物語の上ハ名薬草ふ朱雀
院のみぐしの、ハやまひの、ゝ、ぢ、いとかゝうちゝへ、をやゝ和きゝ母
ゝ、おゝ、まさぐ、ゝ、ちをゝ、ゝ、病ゝ、ゝ、ゝ。

天文博士連京

ゝ天文博士が書ぢ、新日ハあどやゝとゝいふ信かゝひゝを字ゝ、支
の紙行ハ、ゝふ例ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、係ゝ、支ゝ、ゝ、れ
ぐ、ふぐべきやゝ、ゝ、ゝ、西の方ハやゝ、ゝ、ゝ、ふ、ゝ、係を、ゝ

佐京て夫、あやゝ、ゝ、ゝ西ゝ、新日ハ、ゝ、ゝ、ゝ、河署梨ゝ、ゝ、ゝ、ゝ。
天文博士いぐ、ゝ、ゝ、ゝ

親王三國大守ハ任ぜらるる

類聚三代格ハ太政官符應親王任國守事上総國常陸國上野國右撿中納言従三位兼行左兵衛督清原真人夏野奏状偽設置八省職寮相隷百官守職庶務俱成一事有闕万事皆緩今親王任八省卿此人地望素高不得就職無知碎務仍官事自懈政迹日蕪非是庸愚之所致因地勢使之然也凡官人遷代必署解由至有欠物不免償物居此之費見其如此望請勘定数國為親王國迭任彼國身留京都意欲居京官者一両人将聴若有守闕者不補他人其料物者納置別倉支無品親王之要伏聴天裁者正三位行中納言兼右近衛大将春宮大夫良峯朝臣安世宣奉勅依奏但件等國守官位卑下宜改定正四位下官以為勅任号称大守限以中一代不可永例天長三年九月六日

諸王の事

継嗣令云凡皇兄弟皇子皆為親王女帝子亦同以外並為諸王自親王五世雖得王名不在皇親之限文德実録云齊衡三年四月甲午弾正臺奏五世王者雖有王号非皇親之限其朝服色宜依王臣位階従之三代実録云貞観四年四月十二日下詔令参議已上各論時政之是非詳世

俗之得失云々先是諸王自二世至四世賜夏冬衣服不限人数隨年数符出多少賜之或至五六百人是時載簿進官者四百餘人豊前上疏曰諸王給服人数不定徒費帑蔵何無紀極望請以當時所在為定数隨闕補之不聽輙過従之豊前々々八豊前王々々の名し又同十二年二月廿日公卿奏請減諸王季禄兼立給禄定額曰云々今府帑稍空貢職少入當停諸王之禄存救弊之計者云々但専停之則似疎皇親全給之則可闕國用云々又王氏蕃昌萬倍曩日計其禄賜所費難支伏望當時預禄者四百二十九人為定員云々奏可元慶四年十月廿七日免摂津國河辺郡人九世從七位下川原公福貞云々等五戸課偽福貞等自言云々謹撿天長九年十二月十五日詔書偶夫王氏者王号乃止於五世資蔭不過六世云々宜七世以下計数至于五世課役蠲除其既賜姓者不論先後一依王蔭計世容之亦同此例者云々望請同被蠲除許之件の天長九年乃詔書ハ王号乃止於五世々々ゴと續後紀嘉和八年十年十四年嘉祥二年ゴとゴ号ゴ六世某王七世某王々々ゴ名多々ゴ々ゴハ〻ゴゴゴ

記畧ニ、延暦廿一年五月甲戌、廢相模國足柄路、開筥荷途、以富士燒碎石塞道也、同廿二年五月丁卯、廢相模國筥荷路、復足柄舊路、云々、筥荷ハ、今ハ箱根ト云ヘシ、

花の宴

類聚國史ニ、弘仁三年二月辛丑、幸神泉苑、覽花樹、命文人賦詩、賜綿有差、花宴之節、始於此矣、云々、同六年二月庚午、幸神泉苑、花宴、命文人賦詩、侍臣及文人賜綿有差、

芳宜花の宴

續後紀ニ、承和元年八月己卯朔庚寅、上曲宴清涼殿、号曰芳宜花、讌賜近習以下、至近衛將監、祿有差、云々、同十一年八月辛己朔、天皇御紫宸殿、覽芳宜花、宴老臣、皆有復古之歎、日暮、賜五位已上衣被有差、

佛名

同紀ニ、承和五年十二月乙酉朔己亥、天皇於清涼殿、修佛名、懺悔、限以三日三夜、律師靜安、大法師願安、實敏願定、道昌等、迎爲導師、內裏佛名懺悔、自此而始、云々、

一代要記ニ、淳和天皇の御宇、公事根源ニ、寛喜五年ヨリ云々、ハ、ムガテ、云々、三代實錄ニ、貞觀十八年六月廿一日丙寅、一萬三千佛像、二十九鋪、各廣五幅、高一丈六尺、分置東海山陰南海三道諸國、國別一鋪、先是元

興寺僧賢護申牒偈先師故律師傳燈大法師位静安兼
和年中奉勸國家礼拜佛名始行内裏漸遍人間遂詔諸
國並令勤修云々望請分置内裏及諸國毎至御願懺悔
之會展張真容於前修之許其所請焉

灌佛乃ち下す

同紀ふ兼和七年四月丙午朔癸丑請律師傳燈大法師
静安於清涼殿始行灌佛之事

更衣

同紀ふ兼和九年正月丙申朔戊戌天皇朝覲太上天皇
及太皇太后宮於嵯峨院云々是日詔授従五位下秋篠

朝臣康子正五位下无位山田宿祢近子従五位上並太
上天皇更衣也この更衣といふ物そいづれの代乃ら始よ
り侍りけるにか物しるしなし後宮職員
令ふ妃二員右四品以上夫人三員右三位以上嬪四員
右五位以上宮人とあるを中昔よりこれらの号も絶
て大きさき妃夫人ふかきさきほどなるをバ女御といひ嬪ふかきさきなどなるをバ更衣とせられ侍
りしとかや仁和三年ふと勅以更衣従五位上藤原朝
臣元善為女御中納言従三位山陰之女也とぞ

女御

女御といふ班を、ゆゑなしとなす。雄略天皇の時、稚媛を妃といふ。書紀の彼、注に曰ふ女御とは、撰者は例乃倭文なりとなり。

案ずるに、此号のわしるべき、彼紀にかゝる文字なつきて後の人の引まぎらはしきを、ものしかるべし。女御といふ。また清涼殿にて、王の御を女を、ゆゑなしといふ目なり。一つ定まる号なりけれど、皇朝にて、なほ、なほ、なほ、後に定まるまゝなるまゝなるまゝなる雄略紀なるべし。御を女とし給ふなり。

唐法に依べき詔書始る

同紀に、兼和九年、文章博士従三位菅原朝臣清公薨ず

の傳に、弘仁九年、有詔書、天下儀式、男女衣服、皆依唐法、五位已上位記、改従漢様、諸宮殿院堂門閣、皆著新額、又肆百官舞蹈如此、朝儀並得関説、とあり。此史にハ

ゆゑなしを記略に、弘仁九年三月丙午、詔曰云々、其朝會之礼、及常服者、又早逢貴而跪等、不論男女、改依唐法、但五位已上、礼服、諸朝服之色、衛仗之服、皆縁舊例、不可改張、

とあり。弘仁の帝ハ、嵯峨の御子なるべし。

竟宴

竟宴といふこと、日本紀のこと形なるべし。兼和十四年五月に、荘子孔

竟宴、清涼殿にて行はる。貞観二年十二月に、孝経乃竟宴

あり。同十七年四月ふる。群書治要の竟宴。綾綺殿ものもり。同十八年七月ふハ。顔氏家訓乃竟宴。藏人所ふてつかう。史ぞもふてしかり。

神社の号某明神といふもの

續後紀。美和十五年ゆ。そうろふ山崎明神。そうろ。文德実録。齊衡二年ふ。吉備津彦名明神。そうろ。三代実録。仁和二年ゆ宣命ふ。松尾大明神。そうろ。前ふ。そうろ。やうふもおがゆ。ぞ。今ぞうふもあがゆ。ぞ。又文德実録。仁壽元年ゆ延ふ。詔以近江國散久難度神列於明神。三代実録。貞觀七年の延う。奉充諸明神神田。そうろもそうろ。ゆ。神社の中ふ。ゆふ明神といふ列の者。ふやつかう。

東宮雅院

文德実録ふ。嘉祥三年三月己亥。仁明皇帝崩。于時皇太子云々。献天子神璽宝剱。符節鈴印等。須臾駕輦車。移御東宮雅院云々。四月戊午。帝自雅院移御中殿。三代実録ふ。貞觀元年六月廿二日云々。於東宮雅院始修法云々。七月云々。是月雅院。櫻樹華云々。同五年五月廿二日。天皇御雅院。召見神泉苑。御霊會。舞童雅樂寮奏音樂。

又八十嶋祭

文德実録ふ。嘉祥三年九月乙亥朔壬午。遣宮主正六位下白部雄貞。神琴師正六位上菅生朝臣末継。典侍正五

位下藤原朝臣泉子御巫無位榎本連淨子等向攝津國
八十嶋

大歌所

同書ニ云ヘリ。從四位下治部大輔興世朝臣書主卒。云ヘリ
弘仁七年云ヘリ。能彈和琴。仍為大歌所別當。常供奉節會。
三代實錄。貞觀七年十一月十五日壬辰。天皇御紫宸殿。
賜宴群臣。大歌所五節舞如常儀。云ヘリ。大歌ハ續紀ニ。
天應元年十一月丁卯。御大政官院行大嘗之事。云ヘリ。已
已宴五位已上。奏雅樂及大歌於庭。云ヘリ。江次第ニ。五節帳
臺試。條ニ大歌小歌云ヘリ。

天下の諸神おしなべて正六位上ニ叙セラレタリ
文德實錄ニ。仁壽元年正月甲戌朔庚子。詔。天下諸神。不
論有位無位。叙正六位上。
神社ニモ佛ノ經ヲヨマシムル
同紀ニ。齊衡元年四月。遣傳燈大法師位智戒興智真秀。
傳燈法師位明昭玄永。傳燈滿位僧基藏基秀。向七道諸
國名神社。轉讀般若祈民福也。云ヘリ。同三年九月。請僧於
賀茂松尾大神社。讀金剛般若經。限三日。訖。云ヘリ。天安元年
五月。日ノ事ヲ以テ。ヒヾ天神ノ祭ヲ天ニ配ス。云ヘリ。

續紀ハ延暦六年十一月甲寅祀天神於交野其祭文曰
維延暦六年歳次丁卯十一月庚戌朔甲寅嗣天子臣諱
遣云々敢昭告于昊天上帝臣恭云々高紹天皇配神作
主尚饗又曰維延暦六年云々孝子皇帝臣諱遣云々敢
昭告于高紹天皇臣云々尚饗文德実録齊衡三年十一
月辛酉遣云々寺向後田原山陵告以配天之事策曰天
皇大命掛畏平城宮ハ天下所知志倭根子天皇御門ハ
申賜閑止奏今月廿五日河内國交野乃原ハ昊天祭為止志
天掛畏御門乎主止定奉天可祭事乎畏牟畏牟毛申賜久止
奏壬戌云々帝自署其諱訖執板北面拜天乃遣云々向

河内國交野郡柏原野設蘊習礼甲子有事圓丘云々
ハ行ハ行ハ行

常陸國なる大洗磯前神

同紀に齊衡三年十二月戊戌常陸國上言鹿嶋郡大洗磯前有神新降初郡民有煮海為塩者夜半望海光耀属天明日有両怪石見在水涯高各尺許體於神造非人間石塩翁私異之去後一日亦有廿餘小石在向石左右似若侍坐彩色非常或形沙門唯無耳目時馮人云我是大奈毋知少比古奈命也昔造此國訖去往東海今為濟民更亦来帰矣天安元年八月乙丑朔辛未在常陸國大洗磯前酒列磯前等神預官社十月乙丑朔己卯在常陸國大洗磯前酒列磯前両神号藥師菩薩名神名帳に

常陸國鹿島郡大洗磯前藥師菩薩神社名神大那賀郡酒列磯前藥師菩薩神社名神大

藥の神のようにもてはやすようにいふ佛のなをとなへるなりとして酒列磯前の社は二柱のうちを分て安置奉るべし他神とは異なり

件の二社おのゝ一座なれば此てこの大洗磯前のうちは去る十里ばかりなれば遠くて石のおきゐるを今を身ごとに一夜のまに造ふ

ならべる石のごとく正月の十六日に民らと取りて つゝふ用ふ ふるまひ

こゝに此二柱神は民ふかくあつまりてとひつゝ

とかの山人のうわさ

ちとせつの濁をはらふ

土佐ぬき人のたふとき。ぬしたち。そしつとのふぐうをおのづからく
ゐまして。ぬしつかし。はまばをばかづふいろはもゑかくかどをもまく
いへども。仮字をば。ものいはぬ人のなりけり。

暦の事

三代実録ゐ。貞観三年六月十六日。始頒行長慶宣明暦
経。先是陰陽頭従五位下兼行暦博士大春日朝臣真野
麻呂奏言。謹撿豊御食炊屋姫天皇十年十月。百濟國僧
觀勒。始貢暦術。而未行於世。高天原廣野姫天皇四年十
二月。有勅始用元嘉暦。次用儀鳳暦。高野姫天皇天平宝
字七年八月。停儀鳳暦用開元大衍暦。厥後宝亀十一年。

遣唐使録事故従五位下行内藥正羽栗臣翼。貢宝應五
紀暦経云。大唐今停大衍暦。唯用此経。天應元年。有勅令
拠彼経造暦日。無人習学。不得傳業。猶用大衍暦経。已及
百年。真野麻呂去齊衡三年。申請用彼五紀暦。朝庭議云。
國家拠大衍経造暦日。尚矣。去聖已遠。義貴兩存。宜暫相
兼不得偏用。貞観元年。渤海國大使烏孝慎。新貢長慶宣
明暦経云。是大唐新用経也。真野麻呂試加覆勘。理當固
然。仍以彼新暦。比校大衍五紀等。兩経。且察天文。且參時
候。兩経之術。漸以麁疎。令朔節氣。既有差。又勘大唐開成
四年天平十二年等暦。不復與彼新暦相違。暦議曰。陰陽

之運隨動而差差而不已遂與曆錯者方今大唐開元以
来三改曆術本朝天平以降猶用一經靜言事理實不可
然請停舊用新欽若天步詔從之とゝて此時より件の宣
明曆を用ひゝとしちゝ貞享まで八百餘年改めゝ用ひゝき

御霊會

同紀に貞觀五年五月廿日壬午於神泉苑修御霊會勅
遣左近衛中將從四位下藤原朝臣基經右近衛權中將
從四位下兼行内藏頭藤原朝臣常行等監會事王公卿
士起集共觀霊座六前設施几筵盛陳花菓恭敬薫修延
律師慧達為講師演説金光明經一部般若心經六卷命

雅樂寮伶人作樂以帝近侍児童及良家稚子為舞人大
唐高麗更出而舞新伎散樂競盡其能此日宣旨開苑四
門聽都邑人出入縱觀所謂御霊者崇道天皇伊豫親王
藤原夫人及觀察使橘逸勢文室宮田麻呂等是也並坐
事被誅寃魂成厲近代以来疫病死亡甚衆天下以為此
災御霊之所生也始自京畿爰及外國每至夏天秋節修
御霊會往々不斷或礼佛説經或歌且舞令童丱之子靚
粧馳射膂力之士袒裼相撲騎射呈藝走馬爭勝倡優嫚
戲迭相誇競聚而觀者莫不塡咽遐迩因循漸成風俗今
茲春初咬逆疫百姓多斃朝廷為祈至是乃修此會以賽

宿禱也といふこれ陰陽寮今といふことの始めなるべし。むかしハ六月ナヒりの祇園会今ハ祇園ハ寺会今とひき。そハ陰霊といふべきうハあらげものとて。祭ゆゑの日ばかりなれハ。ひるせうなるべし。

方違の事

同紀ハ。貞観七年八月廿一日。天皇遷自東宮。御太政官。曹司廳。為来十一月。将遷御内裏也。當此之時。陰陽寮言。天皇御本命庚午。是年御絶命在乾。従東宮指内裏直乾。故避之也。云々。こゝにいふものかゝるかゝるべきなり。

白人

同紀ハ。貞観八年七月。紀伊國言。伊都郡人六人部由貴継。生白人男女二人。男年二歳。長二尺四寸。女五歳。長三尺一分。両児生而肌膚髪髪眉眼。挙身純白如雪。因得見暗夜。不能向白日。父母陰蔵養成。今圖其形進之。このあと。大祓の後釋ハ。べきものにあらせり。

私主

同紀十三卷ハ。云々。恒山寺該隨私主右衛門佐伴宿祢中庸教云々とある。私主ハ。今ハ主といひ。主人といふ。和語なれども。

神社を祠ハ宮と中ハ号ける

同紀ニ貞観九年八月二日勅伊勢國伊佐奈岐伊佐奈弥神改社称宮預月次祭并置内人一員とゝのふこれらのよしを
ゆゑ宮とゝなゝ社とゝなゝハ早き差等なるゝ所なり又おべて
ものゝ多くさるにやあるなるも多きハいとゝなるもとゝのふ
ほろとゝのふ地
同紀十七ニ対馬守小野朝臣春風起請の中ニ軍旅之儲當在ニ介冑介冑雖薄助以保侶望請縫造調布保侶衣千領以備不虞とゝ名今ハ印本ニハ上なる侶字を脱せるなり
ほろの字を脱せるなり

應天門朱雀門羅城門の名ハ

同紀ニ貞観十三年十月應天門火災之後修復既訖令明經文章等博士議應天門可改名欽又名應天門其義何擬又朱雀羅城等門名義如何従五位上行大学頭兼文章博士巨勢朝臣文雄議言宮殿城門等火災之後更改其名者両漢以上未必有此事但魏明帝青龍二年云云唐玄宗天宝二年東京應天門災云々十一月應天門成改曰乾天門本朝制度多擬唐家云々除其舊号更制嘉名不亦宜哉又洛都宮城門是謂應天門案礼含文嘉曰湯順人心應於天然則應天之名蓋取諸此欽又長安

南面皇城門是謂朱雀門云々然則以其在南方故謂之朱雀乎又称羅城門者是周之國門云々其義未詳但大唐六典注云自大明宮夾東羅城復道云々蓋此羅列之意乎従五位上行大学博士兼越前權介菅野朝臣佐世云々等議言云々即雉鳬之天災猶不改名今此應天門既是人火仍奮謂之何必更改但名曰應天朱雀羅城之義經典為无見焉古の文ども多く印本多く脱ちり今八一ツ乃写本ハ依て引正此ものも印本八二ヶ所脱ちる也

七高山々いふ事

同紀ハ元慶二年詔以近江國坂田郡伊吹山護國寺列

於定額沙門三修申牒偏云々仁壽年中登到此山即是七高山之其一也云々

鴨河の韓橋

同紀ハ元慶三年九月廿五日云々是夜鴨河辛橋火焼断大半々々仁和三年五月十四日云々是日始置守韓橋者二人以山城國徭下充之とある橋字ハ橋を誤るなり

さて此橋を鴨川のいづこにかかりしかの事

同紀ハ同六年二月廿八日天皇於弘徽殿前覧鬪雞とあり雞を々加ものるハ書紀の雄略天皇のはなしなるべし

○むらいまの十三

○四十七終

天王寺乃橋

同紀ハ同八年九月朔遠江國濱名橋長五十六丈廣一丈三尺高一丈六尺貞觀四年修造歷二十餘年既以破壞勅給彼國正稅稻一万二千六百三十束改作焉

遍照僧正七十賀ノ宴ヲ設ル

同紀ハ仁和元年十二月十八日延僧正法印大和尚位遍照於仁壽殿申曲宴遍照今年始滿七十天皇慶賀徹夜談賞太政大臣左右大臣預席焉